

会員各位

平成28年2月吉日
JU埼玉オートオークション株式会社
書類担当

軽自動車税法改正による
オークション預り自動車税相当額の変更について

拝啓、時下ますますのご清祥とお慶び申し上げます。
平素より、当社をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、既にご存じのとおり、平成27年4月1日以降の新規取得(新車のみ)に対する新税率が適用されました。
また、平成28年4月1日からは、車齢13年超車輛は20%の重課となります。
つきましては、下記のとおり平成28年3月1日オークションより、軽自動車預り自税相当額の変更にご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

変更内容

| 車種区分 | 現在 | 平成28年3月オークションより |
|--------|-------------|-----------------|
| 乗用・貨物車 | 一律 ¥ 11,000 | 一律 ¥ 13,000 |

※ 3月中の名義変更は落札店全額返金、4月以降名変義変更は再清算の上返金させていただきます。